

2022 年合格目標 司法書士講座

全国公開模試 第2回 受験者特典動画資料

令和元年改正会社法の 押さえておくべき条文と一問一答

※この資料は、全国模試を受験されて答案を提出された方を対象とした「受験者特典動画」用の資料です。

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

TAC

1 株主提案権

第305条

4 取締役会設置会社の株主が**第1項の規定による請求（※議案要領通知請求）をする場合において**、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、前3項の規定は、10を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

- ① 取締役、会計参与、監査役または会計監査人（次号において「役員等」という。）の**選任**に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを1の議案とみなす。
- ② 役員等の**解任**に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを1の議案とみなす。
- ③ **会計監査人を再任しないこと**に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを1の議案とみなす。
- ④ 定款の変更に関する2以上の議案 当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が**相互に矛盾する**可能性がある場合には、これらを1の議案とみなす。

□ 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができるが、当該提出する議案の数は10を超えることができない。

→ × 会社法305条4項が適用されるのは、同条1項による請求をする場合、すなわち、株主が取締役に対し、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求する場合（議案要領通知請求権）である。会社法304条（議案提案権）については上記のような制限はない。

□ 株主が取締役に対し、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求する場合において、役員等の解任に関する議案は、当該議案の数にかかわらず1の議案とみなされる。

→ ○ 会社法305条4項2号

2 議決権行使書面の閲覧

(書面による議決権の行使)

第311条

- 4 **株主は**、株式会社の営業時間内は、いつでも、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧または謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該**請求の理由を明らかにして**しなければならない。
- 5 株式会社は、前項の請求があったときは、**次のいずれかに該当する場合を除き**、これを拒むことができない。
- ① 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - ② 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、または株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - ③ 請求者が第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - ④ 請求者が、**過去2年以内において**、第1項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

□ 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、提出された議決権行使書面の閲覧または謄写の請求をすることができる。

→ × 株主に限る（会§311Ⅳ前段）。なお、会社法125条2項参照。

□ 株主は、書面による議決権の行使がされた場合に提出された議決権行使書面の閲覧を請求するときも、代理人によって議決権を行使した場合に提出された代理権を証明する書面の閲覧を請求するときも、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

→ ○ 会社法310条7項後段、311条4項後段。

□ 株主が、株式会社に対し、議決権行使書面の閲覧を請求した場合において、当該株式会社は、当該株主が3年前に議決権行使書面の閲覧によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあることを理由に、当該請求を拒むことができる。

→ × 会社法311条5項4号。

3

社外取締役を置くことの義務付け

(社外取締役の設置義務)

第327条の2

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。

- 公開会社でない会社であっても、監査役会設置会社であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社は、社外取締役を置かなければならない。
 - × 公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社に限る（会§327の2）。
- 社外取締役の設置義務を負う会社が、遅滞なく、社外取締役を選任しなかったときは、当該会社の取締役は、100万円以下の過料に処せられる。
 - ○ 会社法976条19号の2。

4 取締役等の欠格条項の削除

(取締役の資格等)

第331条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

① 法人

② **削除**

<以下、省略>

第331条の2

成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

- 2 被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定は、保佐人が民法第876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第1項中「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。
- 4 成年被後見人または被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

- ☐ 成年被後見人が取締役に就任する場合、取締役の就任の承諾は、その成年後見人が当該成年被後見人の同意を得て、当該成年被後見人に代わってしなければならない。

→ ○ 会社法 331 条の2第1項。

- ☐ 成年後見人がその成年被後見人の同意を得ないで当該成年被後見人の取締役の就任の承諾をした場合、当該成年被後見人は、その承諾を取り消すことができる。

→ × 会社法 331 条の2第1項に反する成年後見人の当該行為は初めから無効であるため、取り消すことはできない。

5 業務執行の社外取締役への委託

(業務の執行の社外取締役への委託)

第348条の2

株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、**当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは**、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

3 前2項の規定により委託された業務の執行は、**第2条第15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しない**ものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

□ 取締役会設置会社は、いつでも取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

→ × 委託できる場合は、①当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、②その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときである（会§348の2Ⅰ）。

□ 取締役会設置会社が取締役会の決議により社外取締役に当該株式会社の業務を執行することを委託した場合には、当該会社は、当該社外取締役が社外性を喪失した旨の登記を申請しなければならない。

→ × 会社法348条の2第3項本文。

6

取締役の報酬等

(取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則)

第202条の2

- 1 **金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社**は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第199条第1項第2号(※**募集株式の払込金額又はその算定方法**)及び第4号(※**募集株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付の期日又はその期間**)に掲げる事項を**定めることを要しない**。

(取締役の報酬等)

第361条

- 1 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下この章において「報酬等」という。)についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
 - ③ 報酬等のうち**当該株式会社の募集株式**(第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第409条第3項において同じ。)については、当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定める事項

- 金融商品取引法2条 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役の報酬等として募集株式に係る株式の発行をするときは、当該募集株式と引き換えにする金銭の払込みをすることを要しない。

→ ○ 会社法202条の2, 361条1項3号, 199条1項2号および4号。

(取締役の報酬等)

第361条

7 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（**監査等委員である取締役を除く。**以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第1項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

② 監査等委員会設置会社

- 監査等委員会設置会社の取締役会は、監査等委員である取締役の報酬等の内容として定款に会社法第361条1項に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。

→ × 会社法 361 条 7 項本文かっこ書。

7

補償契約

(補償契約)

第430条の2

1 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の**全部または一部**を当該株式会社が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

- ① 当該役員等が、**その職務の執行に関し**、法令の規定に違反したことが疑われ、または責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- ② 当該役員等が、その職務の執行に関し、**第三者に生じた損害**を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

- 役員等がその職務の執行に関し第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、株式会社は、これにより生じた損失の一部を当該株式会社が当該役員等に対して補償することを約する契約を締結することはできるが、当該損失の全部を補償することを約する契約を締結することはできない。
- × 損失の全部を当該株式会社が当該役員等に対して補償することを約する契約を締結することも認められる（会§430の2Ⅰ柱書）。
- 役員等が、その任務を怠った場合において株式会社に対して負う損害賠償責任を当該株式会社が当該役員等に対して補償することを約する契約を締結することもできる。
- × このような契約は、実質的に役員等の任務懈怠責任を事前に減免することになり、任務懈怠責任の減免に関する規定（会§424、425等）の潜脱となるため認められない。

8

社債管理補助者

(社債管理補助者の設置)

第714条の2

会社は、第702条ただし書に規定する場合(※各社債の金額が1億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合)には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

□ 社債管理補助者は、社債管理者を定めることを要しない場合に設置することができる。

→ ○ 会社法714条の2、702条ただし書。

(社債管理補助者の権限等)

第714条の4

2 社債管理補助者は、委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

① 社債に係る債権の弁済を受けること。

□ 社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ社債に係る債権の弁済を受けることはできない。

→ × 会社法714条の4第2項1号。

(2以上の社債管理補助者がある場合の特則)

第714条の5

1 2以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。

□ 2以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

→ ○ 会社法709条1項。

9 社債権者集会

(社債権者集会の招集)

第717条

3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

- ① 次条第1項の規定による請求（※社債権者による招集の請求）があった場合
- ② 第714条の7において準用する第711条第1項の社債権者集会の同意（※辞任する場合の同意）を得るため必要がある場合

□ 社債管理補助者は、必要がある場合には、いつでも、社債権者集会を招集することができる。

→ × 会社法717条3項。社債管理補助者が社債権者集会を招集できる場合は限られている。

(社債権者集会の決議の省略)

第735条の2

1 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者または社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあつては、第714条の7において準用する第711条第1項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

□ 社債発行会社は、当該社債発行会社が債権者集会の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき議決権者の全員が書面により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

→ × 定款で定めることを要しない（会§735の2）。なお、株主総会（会§319）や取締役会（会§370）の規定と比較して覚えることが重要である。

10 株式交付

(定義)

第2条

⑳の2 株式交付 **株式会社が他の株式会社を**その子会社（法務省令（会施規 § 4の2）で定めるものに限る。第774条の3第2項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。

- ☐ 株式交付親会社は、株式会社のみがなることができるが、株式交付子会社は、株式会社のほか、合同会社もなることができる。

→ × 会社法2条32号の2。

(株式交付計画の承認等)

第816条の3

1 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、**株主総会の決議によって**、株式交付計画の承認を受けなければならない。

- ☐ 取締役会設置会社が株式交付をする場合において、当該会社は、簡易手続による場合を除き、効力発生日の前日までに、取締役会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

→ × 株主総会の特別決議が必要である（会 § 816 の3 I，309 II ⑫）。

(株式交付の効力発生日の変更)

第 816 条の 9

- 1 **株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる。**
- 2 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3箇月以内の日でなければならない。
- 3 第1項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

- 株式交付親会社が、株式交付計画で定めた効力発生日を変更するためには、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の承認を得なければならない。
- × 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の承認を得ることを要しない(会§816の9I)。

(株式交付の効力の発生等)

第 774 条の 11

- 5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - ① **効力発生日において第 816 条の 8 の規定による手続が終了していない場合**

(債権者の異議)

第 816 条の 8

- 1 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる。

- 株式交付親会社は、株式交付の効力発生日において債権者異議手続が終了していない場合には、当該株式交付にかかる株式交付子会社の株式を譲り受けることはできない。
- ○ 会社法 774 条の 11 第5項1号、816 条の8。

11 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

(和解)

第849条の2

株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

- ① 監査役設置会社 監査役（監査役が2人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査委員

- ☐ 監査役会設置会社が取締役の責任を追及する訴えを提起している場合において、当該訴えにおいて当該会社を代表する監査役が和解をするときは、他の監査役全員の同意を得なければならない。

→ ○ 会社法849条の2第1号。